

# 商工こすど かわら版

第285号  
小須戸  
商工会

〔3月の  
花  
ボケ〕



## インボイス発行事業者は 消費税の確定申告が必要です

消費税の免税事業者に該当する個人事業者の方は、インボイス制度が開始した令和五年十月一日から同年十二月三十一日までの間においてインボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和五年分（登録日から十二月三十一日）の消費税の申告が必要となります。

### 確定申告をするための3ステップ

#### ステップ1

【取引関係資料を令和五年九月三十日までと十月一日以降に区分】

インボイス発行事業者の登録日（令和五年十月一日）以降の申告が必要となるため、請求書や納品書、仕入明細書などの取引関係資料を区分する必要があります。

#### ステップ2

【税率1%（8%と10%）に区分】

売上げや仕入れ等の金額を、税率ごとに区分した帳簿等の保存が必要です。

#### ステップ3

【確定申告書を作成】

課税取引金額計算表を作成すると、申告書の作成がスムーズです。

令和五年分の消費税の申告・納付期限は令和六年四月一日（月）です。

1）不明な場合は商工会までお問合せください。

## 令和六年能登半島地震により被害を受けた方の税制上の特例措置について

能登半島地震により被害を受けた方は、令和五年分の所得税等に関する、次のような税法上の特別措置を受けることができます。

### 1 雑損控除の特例

雑損控除とは、災害などによって、資産について損害を受けた場合等に一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和五年分の所得税及び令和六年度分の個人住民税の計算において、その

## 損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができません。

また、控除しきれない場合は、翌年以後五年間まで繰越が可能です。

雑損控除の申告は、申告期限から五年間は受け付けられますので、状況が落ち着き次第、ご相談ください。

なお、雑損控除の申告の際に必要な書類（り災証明書、被害状況の写真、災害関連支出の金額に係る領収証など）は保管しておくようお願いいたします。

### 2 災害減免法の特例

今般の災害により住宅や家財について甚大な被害（時価の二分の一以上）を受けたときは、令和五年分の所得税について、災害減免法による所得税の軽減・免除を受けることができます。ただし、上述の「雑損控除」の選択制となっていますので、双方の制度の適用要件を満たしている場合は、どちらか有利な方を選んで申告する必要があります。

### 3 被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

今般の災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を令和五年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額（純損失）といえます。がある場合には、翌年以後五年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

これら以外の所得税・消費税・法人税等の災害に関する各種税制措置の詳細は、国税庁ホームページなどで随時お知らせしています。

国税庁ホームページは下記よりご確認ください。



## 令和六年四月一日から建設業も時間外労働の上限規制が適用されます

建設業は、時間外労働の上限規制の適用を、令和六年三月三十一日まで猶予されていますが、令和六年四月一日以降は、時間外労働の上限規制が適用されます。

### ポイント1

36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が、原則として月四十

五時間・年間三百六十時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

**ポイント②**

また、臨時的な特別の事情があつて、労使が合意する場合(特別条項)でも、左記の上限を超える時間外労働・休日労働はできません。

◆一年間の時間外労働は七百二十時間以内

◆一か月の時間外労働と休日労働の合計は百時間未満

◆時間外労働と休日労働の合計について、「二か月平均」「三か月平均」「四か月平均」「五か月平均」「六か月平均」が全て「一か月当たり八十時間以内」

◆時間外労働が月四十五時間を越えることができるのは、年六か月まで

**新潟市**

「北陸応援割にいがたクーポン」  
取り扱い加盟店の募集について

能登半島地震の影響により落ち込んだ観光需要を取り戻すため、旅行代金を割り引くことで観光需要を喚起する「北陸応援割」が間もなく実施されます。

これに合わせ、新潟市においても、北陸応援割を利用して市内旅館・ホ

テルで宿泊された方に対し、飲食店やお土産店などで使えるクーポンを配布する「北陸応援割にいがたクーポン配布事業」を実施いたします。

クーポン取り扱い店加盟店の申請を左記より受け付けますので、ぜひ積極的なお申込みをお願いいたします。

**【申請方法】**

市ホームページ「北陸応援割にいがたクーポン」→「加盟店募集」より申請書をダウンロードし、メールまたはFAXで事務局までお送りください。

<https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/kanko/oshirase/coupon.html>

**【申請期限】**

令和六年三月六日(水)

**【申請及びお問合せ先】**

新潟市「北陸応援割にいがたクーポン」事務局(開設日 三月一日(金)～  
〒九五〇〇〇八七

新潟市中央区東大通一―三―八

明治安田生命ビル一階

電話 〇二五―二八八―五四七三

FAX 〇二五―二八八―六二四二

Eメール [ouen.niigatashi@nra.co.jp](mailto:ouen.niigatashi@nra.co.jp)

営業時間 平日十時～十六時(土日祝祭日はお休み)

**「労働保険」年度更新手続きの準備を!**

商工会では、労働保険の事務手続

きの委託代行を受けております。対象事業所で未手続きの方は、商工会へご相談ください。

商工会に「労働保険」の事務委託をされている会員事業所におかれましては、前年度保険料の確定精算と次年度概算保険料算定のための「年度更新」手続きが必要です。

労働保険の保険料計算は、毎年四月から翌年三月までの一年間に従業員に支払った給料額、建設業等の労災保険については同期間に完了した元請工事金額に基づいて算定し、保険料を精算・納付していただくこととなります。今月末が年度末となりますので、関係書類(従業員給料の賃金台帳や工事の請負契約書等)の作成・整備をお願いいたします。

なお、「年度更新」の関係書類は三月末商工会から書類を送付します。

**従業員を一人でも雇っていれば「労働保険」の加入は必須です**

労働保険の加入対象事業所でありながら、労働保険加入手続きを行っていない事業所はありませんか。労働保険は労災保険と雇用保険の二つから成り立っており、総称して労働保険といえます。

従業員(雇用形態はパートもアルバイト含む)を一人でも雇っている

場合は、必ず労働保険(労災保険)へ加入しなければなりません。また、従業員の雇用条件が、①継続して三十一日以上、②週二十時間以上、の場合は対象従業員の雇用保険の加入も必要となります。

**「協会けんぽ」令和六年度の保険料率の確定について**

全国健康保険協会「協会けんぽ」の令和六年度の都道府県単位保険料率が確定しましたのでお知らせします。

変更時期	令和6年 3月分から (4月納付分)	《参考》 令和5年 2月分まで (3月納付分)
介護保険第2号被保険者に該当しない場合 (40歳未満、65歳以上～74歳未満)	<b>9.35%</b> (+0.02%)	9.33%
介護保険第2号保険者に該当する場合 (40歳以上65歳未満)	<b>10.95%</b> (△0.20%)	11.15%